

制度の仕組み等について

経済産業省 商務情報政策局
情報処理振興課

< 参考 > 検討項目とスケジュールについて（ＩＴ分野の場合）

- ＩＴ分野について、本検討会において検討すべき事項は例えば以下のとおり。
- これらの項目を含め、制度創設にあたって必要な事項を検討し、認定の基準等の考え方や方向性を示す。

検討項目		前回 検討	今回 検討
対象範囲	ＩＴ分野の範囲	✓	（別途）
認定の基準・要件	講座のレベル	✓	
	教育内容・教育方法	✓	
	事後評価	✓	
実施機関	実施機関の要件		✓
認定の仕組み	審査方法		✓
	認定の有効期間		✓
	認定の取消		✓

【検討事項 1】実施機関の要件について

- 人材育成講座の担い手は、大学等の教育機関だけではなく、民間の教育事業者など多岐にわたることが想定される。
- このような担い手の拡大・多様化は促進しつつも、受講者への継続的・安定的な教育の提供という観点からは、一定の要件を設定すべきではないか。

■ 実施機関に求める要件の例

< 実施能力（体制等） >

- ・ 講師は確保できているか、講師の基準は保たれているか
- ・ カリキュラム全体について責任を持つものはいるか（例えば、講師のうち1名以上は専任講師である、など）
- ・ 必要な教材・器材等は確保できているか
- ・ 教室は確保できているか
- ・ （e-learning 講座が含まれる場合）システムが整備できているか

< 実施能力 >

- ・ 教育訓練の実績を求めるか（仮に求める場合は、どのような形で求めるべきか）

【検討事項 1】実施機関の要件について

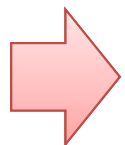
■ 実施機関に求める要件の例

< 組織運営能力 >

- 財務の健全性が保たれているか（財務諸表での確認等）
- 個人情報取扱いに問題はないか（例えば、プライバシーマークやI S M Sの取得など）
- 受講申込等の事務・経理等を担う体制が整っているか
- 手続に関する相談や、苦情等の相談体制が整っているか

< 欠格事項 >

- 破産、民事再生法に基づく再生手続開始、会社更生法に基づく更正手続開始、不渡り手形の発生等の倒産のおそれ
- 税金の滞納
- 法令違反
- 不正・不適切行為
- 成年被後見人若しくは被保佐人
- 反社会的勢力との関わり

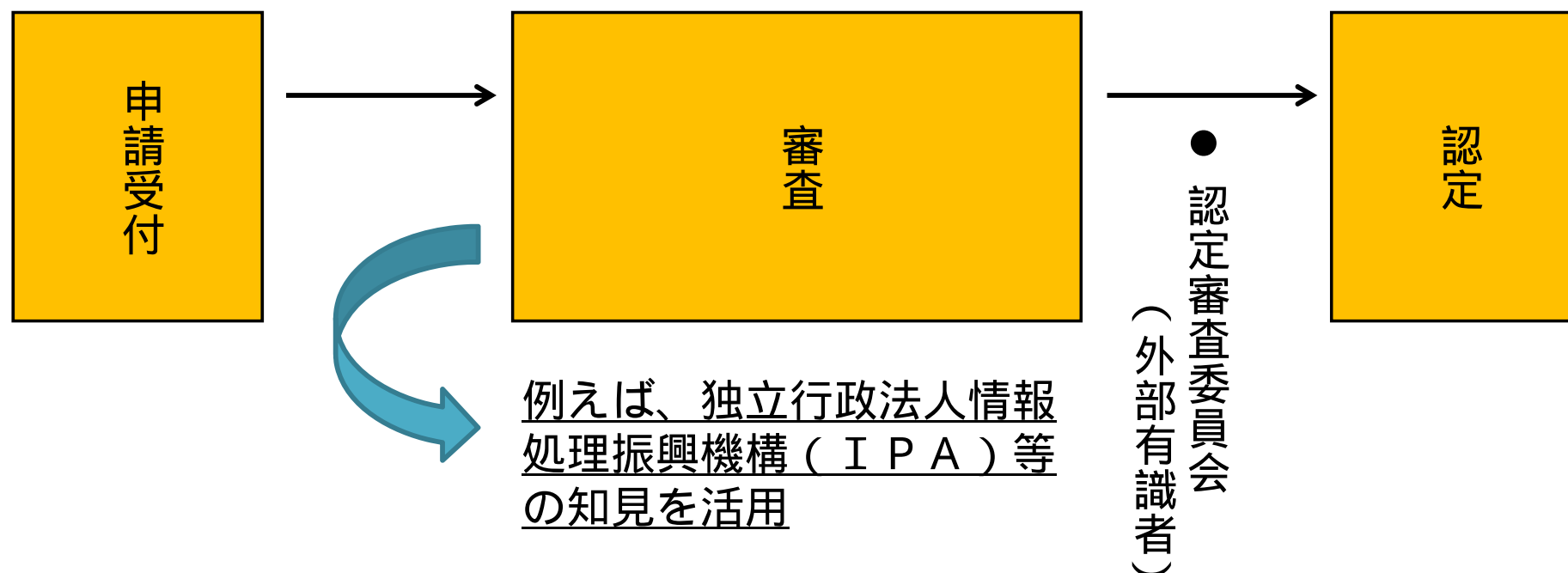


例えば、これらを実施機関の要件として加えてはどうか

【検討事項 2】審査方法（仕組み）について

- 認定にあたっては、中立的・客観的な観点や、真に産業界のニーズに沿ったものであるかどうかといった観点から、外部の有識者による検討を経ることとしてはどうか。
- また、講座のレベルや、目標とする人材とカリキュラムとの整合性など専門的な観点からも、申請内容について詳細に確認する必要があることから、こうした専門的な観点については、必要に応じて、その分野における高度な知見を有する機関等の協力を得ることとしてはどうか。

■ 認定審査のフロー（ITの場合の例）



< 参考 > 独立行政法人情報処理振興機構（IPA）について

設立目的

①プログラムの開発及び利用の促進、②情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、③情報処理サービス業等を営む者に対する助成、④情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進する。

組織情報

(1) 設立：平成16年1月
(前身：情報処理振興事業協会(昭和45年10月設立))

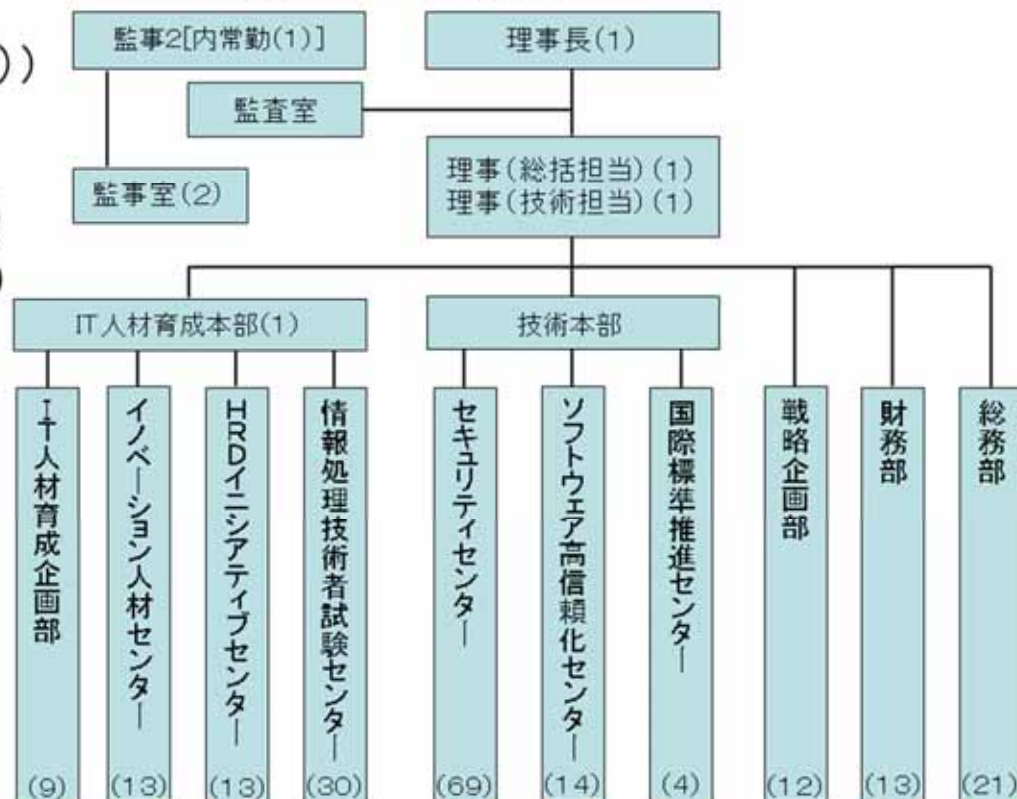
(2) 平成28年度予算規模：
国からの財政支出 42.5億円(交付金)
8.0億円(補助金)
※試験勘定経常費用24.4億円

(3) 役員数：
5名(常勤4名、非常勤1名)
理事長：富田 達夫

(4) 常勤職員数：
201名(平成29年1月1日現在)

組織図(平成29年1月1日現在)

※括弧内は常勤の役職員数



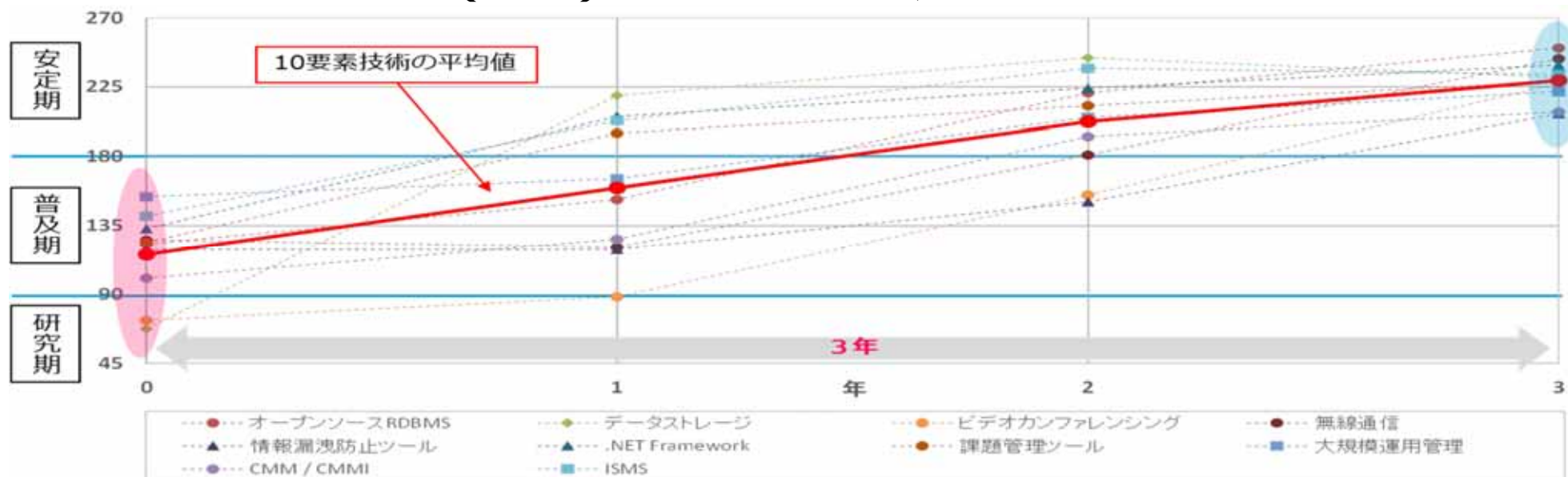
【検討事項 3】認定の有効期間

- 第4次産業革命では技術革新が進み、産業構造の変革に応じて、産業界のニーズや求められるスキル・能力についても変化していくことが予想される。
- 特にIT分野では、新しい技術が次々に現れ、技術トレンドの変化が早いことから、講座の認定についても、一定の期限を設けることが適当ではないか。
- 例えば、近年のトレンドサイクル等を参考に、認定の有効期間は「3年」とし、有効期間内でも報告を求められるようにしてはどうか。

<参考1> 情報処理安全確保支援士（登録セキスペ） → 更新期間は「3年」

- ・ 最新の動向を踏まえて、専門的な知識・技能が維持されているか確認をするため更新制を導入
- ・ 認定後、WEB講習（毎年）と集合研修（3年に一度）の受講により更新が可能

<参考2> 「情報技術マップ」(JISA) → 「3年」程度で、研究・普及期から安定期のフェーズへ

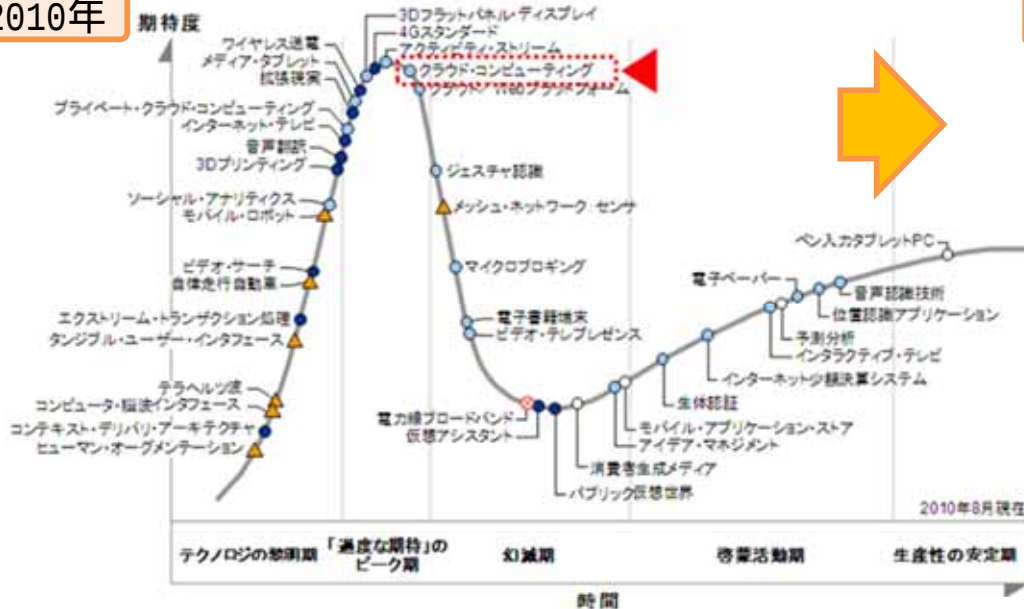


研究期・普及期の要素技術が
3年程度で安定期に遷移

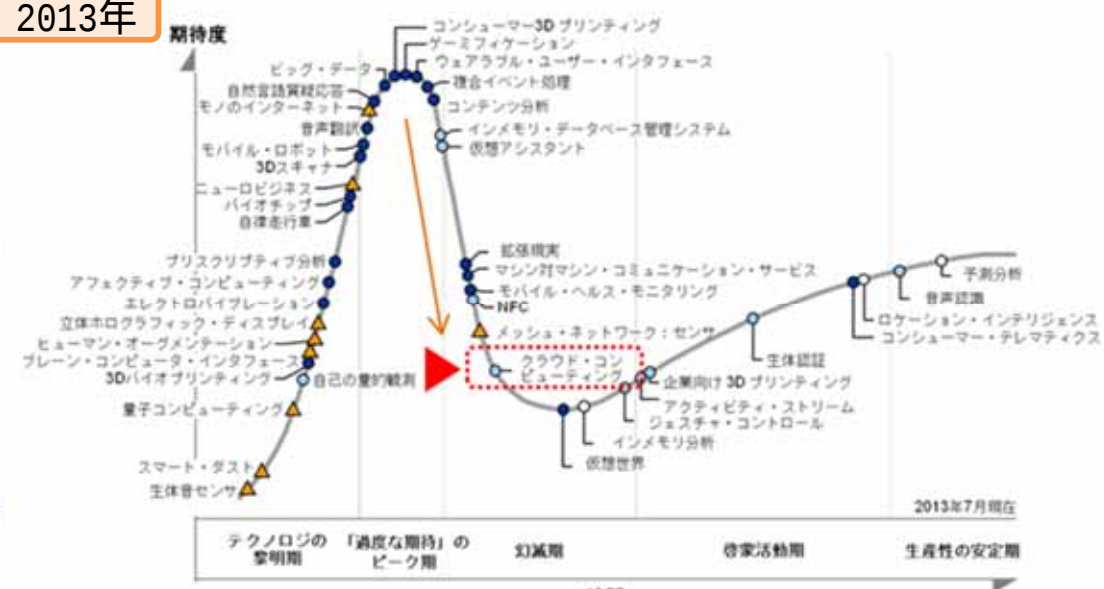
<参考3>「パイプサイクル」(ガートナー社) → 概ね「3年」程度で、ピーク期から次のフェーズへ

- 「クラウド・コンピューティング」や「ビッグデータ」などのキーワードは3年でピーク期から幻滅期にうつり、その後、「啓蒙活動期」を迎える。

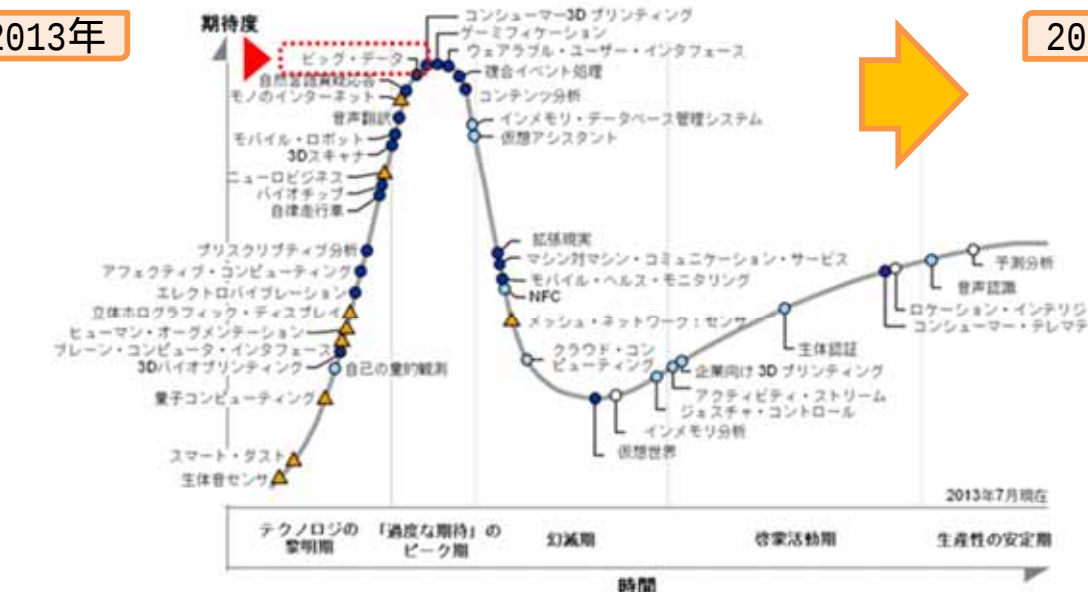
2010年



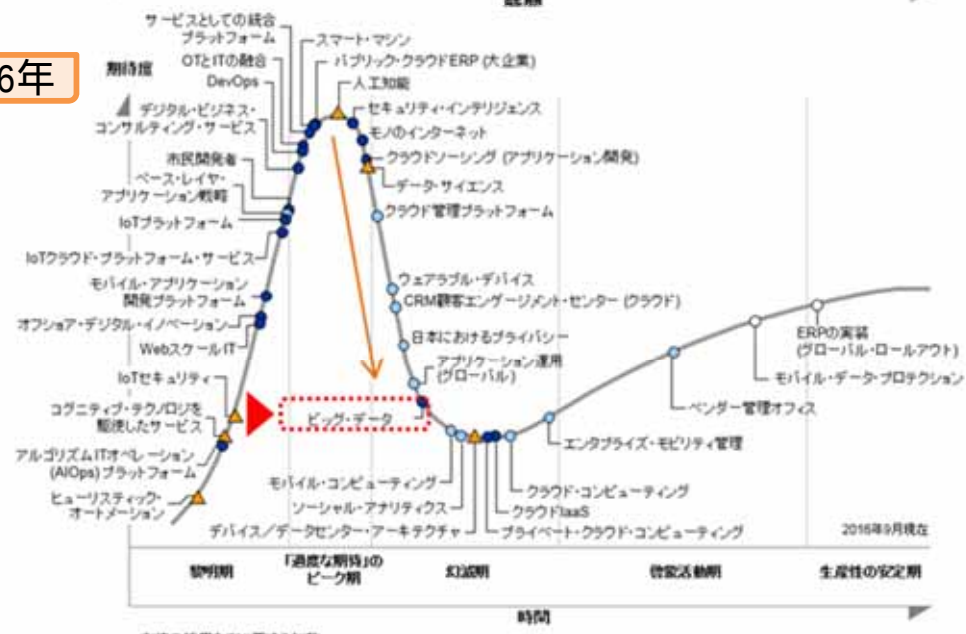
2013年



2013年



2016年



主流の採用までに要する年数:

○ 2年未満 ● 2~5年 ● 5~10年 ▲ 10年以上

安定期に達する前に陳腐化

主流の採用までに要する年数

○ 2年未満 ● 2~5年 ● 5~10年 ▲ 10年以上 ● 安定期に達する前に陳腐化

（参考）パイプ・サイクルの特徴

黎明期：画期的な新しいテクノロジーとしての潜在的な可能性への期待から、初期の概念実証（POC）やメディアの関心によって世間から大きく注目されるようになります。実際に利用できる製品が存在していないことが多く、ビジネス面での真の存続性は証明されていません。

「過度な期待」のピーク期：初期の宣伝では、多数の成功事例が報じられますが、多くの失敗事例もあります。この段階で一部の企業は行動を起こしますが、ほとんどの企業は静観しています。

幻滅期：実際の導入が行われないなど、結果が出せないと興味が失われていきます。この段階で、ベンダーの淘汰や消滅が進みます。生き残ったベンダーが製品を改善し、早期採用企業がそれに満足を示した場合にのみ投資が継続されます。

啓蒙活動期：新しいテクノロジーが企業にもたらすメリットについての実例が増え、具体化していくとともに理解が広がっていきます。ベンダーから第2世代、第3世代の製品がリリースされます。パイロットに投資する企業の数が増えますが、保守的な企業は依然として静観しています。

生産性の安定期：主流の採用が始まり、ベンダーの実行能力を評価する基準がより明確に定義されます。市場に対するテクノロジーの広範な適用性と関連性が、明確な見返りをもたらします。

出典：ガートナー公表資料

【検討事項 4】認定の取消し等について （認定の取消し）

- 教育訓練の品質等を一定程度維持するためには、認定の取消要件を設定することが必要ではないか。
- なお、認定取消が、教育機関に起因する事由の場合には、再度の認定を認めない等の措置も必要ではないか。 不正・不適切行為（検討事項 4）

■ 認定を取り消す場合の例

- ・ 開講実績がない場合、若しくは開講実績が極端に少ない場合（例えば、毎年の開催実績が1回に満たない場合など）
- ・ 認定した教育訓練の受講者が極端に少ない場合（例えば、定員の半数を割り込むことが続く場合など）
- ・ 認定基準を満たさなくなった場合（満たしていないことが判明した場合を含む）
- ・ 虚偽の申請をしていた場合
- ・ 法令違反等を犯した場合 など



例えば、これらを認定の取消しの要件としてはどうか

【検討事項 4】認定の取消し等について （変更手続き）

- 教育機関が、事後評価等の仕組みの中で行うカリキュラム等のアップデート（ 前回検討 ）については、教育機関の改善・改良努力を過度に阻害しないことが重要。
- 認定の有効期間の範囲内にあつては、経済産業省への事前届出により、変更を可能とすることとしてはどうか。（ただし、大幅な見直し等については、再度の認定手続を経ることとする）
- また、教材の変更など、軽微なものについては届出不要としてはどうか。